

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

当法人は、事業を通じて取り扱う参加者・委託元・協力団体等の情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から保護し、社会の信頼に応えることを目的として、本方針を定めます。

2. 適用範囲

本方針は、当法人が保有・管理・利用するすべての情報資産(個人情報、業務情報、知的財産、ハードウェア・ソフトウェア等)と、それを取り扱う役員・従業員・非常勤スタッフ・ボランティア・委託先に適用します。

3. 経営者の責任

代表理事は情報セキュリティマネジメントの最終責任者として、必要な経営資源を確保し、組織的かつ継続的に情報セキュリティ向上を推進します。

4. 情報セキュリティ管理体制

- ・情報セキュリティ委員会を設置し、方針・規程の策定、リスク評価、対策実施状況の監査を行います。
- ・委員会の下に情報管理責任者(CISO相当)を置き、日常的な運用・教育・インシデント対応を統括します。

5. 従業員・関係者の取組み

- ・全ての関係者は情報セキュリティ規程を遵守し、年1回以上の教育・訓練を受講します。
- ・不正アクセス・内部不正防止のため、アクセス権限は最小権限の原則で付与し、定期的に見直します。

6. 法令・契約・社会的規範の遵守

当法人は、個人情報保護法、マイナンバー法、著作権法、委託契約、地方自治体ガイドライン等、情報セキュリティに関わるすべての法令・規範・契約事項を遵守します。

7. 情報資産の管理

- ・情報資産を機密性・完全性・可用性の観点で分類し、リスクに応じた技術的・物理的・組織的対策を実施します。
- ・クラウドサービス利用時は、SOC2 報告書や ISMS 認証等、信頼性を確認したサービスを選定します。

8. インシデント対応

- ・情報セキュリティ事故発生時は、24 時間以内に情報管理責任者へ報告し、委員会指揮のもと原因究明・影響範囲特定・被害拡大防止・再発防止策を講じます。
- ・必要に応じて関係当局・委託元・当事者へ速やかに報告します。

9. 継続的改善

本方針および関連規程・対策は、年 1 回以上の内部監査とマネジメントレビューを通じて評価・見直しを行い、継続的な改善を図ります。

10. 制定・改定

本方針は以下のとおり制定し、ウェブサイトおよび社内ネットワークで公開します。改定時も同様に周知します。

制定日:2025 年 6 月 1 日

特定非営利活動法人デジタルライフサポートーズネット

理事長 友次 進